

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める
規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則
(平成28年鹿屋市規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定
める規則

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。